

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修の受講年度について(早見表)

実践研修※ 修了年度	資格保有期間① (修了の翌年度から5年度間有効)					資格保有期間② ※資格保有期間①の期間内に受講した場合					資格保有期間③ ※資格保有期間②の期間内に受講した場合					資格保有期間④ ※資格保有期間③の期間内に受講した場合				
	資格保有期間②にて資格継続するためには、下記年度間での更新研修1回目の修了が必要です。					資格保有期間③にて資格継続するためには、下記年度間での更新研修2回目の修了が必要です。					資格保有期間④にて資格継続するためには、下記年度間での更新研修3回目の修了が必要です。					資格保有期間⑤にて資格継続するためには、下記年度間での更新研修4回目の修了が必要です。				
R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度
R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度
R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度
R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度
R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度
R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度

※令和元年度から令和5年度までにあつては、旧研修制度において分野別研修及び補足研修を受講していた方は、経過措置により実践研修を受講しなくても更新研修を受講することができました。当該期間において更新研修を受講された方については、その翌年度から5年度間資格が有効となっておりますので、上記表の「実践研修終了年度」を当初の更新研修終了年度に読み替えてご確認ください。(令和元年度及び2年度にあつては、研修制度の関係上、受講者対象者がいなかったため実践研修を実施しておりませんので、更新研修修了者のみが該当します)

＜留意事項＞

○上記の期間内に受講できず、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての資格を失効した場合には、改めて実践研修から受講する必要がありますので留意ください。(改めて資格保有期間①を開始しなおすこととなります。)

○「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年9月30日厚生労働省告示第544号)及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)に従い、更新研修の受講要件を、以下のとおりとしています。

①実践研修修了後、障害福祉サービス事業所もしくは指定障害児入所施設等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者もしくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事しているもの。

②実践研修修了後、更新研修の受講開始日前5年間に於いて①の業務に通算して2年以上従事していたもの。